

九州大学における有償広告の掲載に関する基本方針

令和 6 年 3 月 2 7 日
総 長 裁 定

1. 趣旨

国立大学法人九州大学（以下「本学」という。）が制作又は管理する媒体に掲載する有償広告の取扱いについて、必要な事項を定める。

2. 目的

有償広告の掲載は、民間事業者と連携する機会を拡大するとともに、新たな財源を確保し、健全で安定した財務基盤を確立することを目的とする。

3. 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- ① 部局等 各学部、各学府、各研究院、基幹教育院、高等研究院、各附置研究所、カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所、病院、附属図書館、情報基盤研究開発センター、エネルギー研究教育機構、アジア・オセアニア研究教育機構、各学内共同教育研究センター、農学部附属農場、農学部附属演習林、学術研究・産学官連携本部、伊都診療所及び事務局をいう。
- ② 広告媒体 次に掲げるもののうち広告掲載が可能なものをいう。ただし、福利厚生施設の運営を委託された業者が使用する範囲を除く。
 - ア 本学が作成する広報誌、冊子、封筒等の印刷物
 - イ 本学内に設置する掲示板及びデジタルサイネージ等の電子掲示板（以下「掲示板」という。）
 - ウ 本学ウェブサイト（各部局等が管理し、本学の組織名を冠して公開されているウェブサイトを含む）
 - エ その他広告掲載が可能と部局等の長（事務局にあっては、各部長をいう。以下同じ。）が認めた本学資産
- ③ 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載することをいう。

4. 広告の範囲

- (1) 広告掲載は、本学の業務に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合に限り行うものとする。
- (2) 広告の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載の対象としない。
 - ① 法令等に違反する又はそのおそれがあるもの
 - ② 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ③ 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
 - ④ 政治性のあるもの
 - ⑤ 宗教性のあるもの
 - ⑥ 社会問題についての特定の主義又は主張に当たるもの
 - ⑦ 個人又は法人の名刺広告
 - ⑧ 内容又は責任の所在が不明確なもの
 - ⑨ 虚偽であるもの又は事実を誤認させるおそれがあるもの

- ⑩ 比較広告
- ⑪ 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- ⑫ その他部局等の長が不適当であると認めるもの

5. 広告掲載希望者の要件

次の各号のいずれかに該当する者の広告は掲載しない。

- ① 法令等に違反している者
- ② 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由がある者
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業を営む者
- ④ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に定めるインターネット異性紹介事業を営む者
- ⑤ 本学から建設工事、物品の購入及び製造、役務その他の契約に関する取引停止の措置を受けている期間中の者
- ⑥ 国、自治体等から違法又は不適当な行為により営業停止その他の処分を受けている期間中の者
- ⑦ 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続中の者又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中の者
- ⑧ その他次に掲げる商品又はサービスを取り扱う者
 - ア 調査会社、探偵事務所等に関するもの
 - イ 銃砲刀剣類その他の危険物に関するもの
 - ウ 連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引又はこれに類する取引に関するもの
 - エ 前払式割賦販売等（許可業者を除く。）に関するもの
 - オ 医療行為に類似したサービス又は医療用器具に類似した商品に関するもの
 - カ 消費者金融に関するもの
 - キ たばこに関するもの
 - ク アルコール飲料に関するもの
 - ケ 賭博に関するもの
 - コ 法令等による規制の対象となっていないが、社会的に問題となっているもの

6. 広告の募集

- (1) 部局等の長は、当該部局等の所管する広告媒体について、次の各号の条件を明確にした上で、広告掲載を希望する民間企業等を募集するものとする。
 - ① 広告媒体に関する情報
 - ② 広告の規格及び募集枠数
 - ③ 申込みの期限及び方法
 - ④ 広告掲載料の基準額
 - ⑤ その他部局等の長が必要と認める事項
- (2) 部局等の長は、広告の募集を決定したときは、速やかに、前項各号の募集条件を財務部財務企画課総務係へ報告するものとする。

7. 広告掲載料の基準額

- (1) 6. (1)④に定める広告掲載料の基準額は、別表のとおりとする。ただし、特別の事情がある場合においては、財務部長への協議を経て、別表によらないことができる。
- (2) 別表に定めのない広告掲載に係る広告掲載料の基準額については、当該広告掲載の募

集を行おうとする部局等の長からの申請を受け、財務部長が定めるものとする。

8. 広告掲載の申込み

広告掲載を希望する民間企業等は、6. (1)④に定める広告掲載料の基準額以上の広告掲載料を設定し、広告図案、広告内容の説明及び会社概要を添え、部局等の長が定める方法により申し込むものとする。

9. 広告の選定

- (1) 部局等の長は、広告掲載の申込みがあったときは、その内容について審査を行い、当該広告掲載の可否を決定するものとする。
- (2) 部局等の長は、前項の審査の結果、要件を満たすと認められた広告掲載の申込みが6. (1)②の規定に基づき部局等の長が定めた募集枠を超過した場合は、提示された広告掲載料の金額が高い順に広告掲載を決定するものとする。
- (3) 提示された広告掲載料が同額で、順位を決する必要がある場合は、抽選により順位を決定するものとする。
- (4) 6. (1)②の規定に基づき部局等の長が定めた募集枠が複数ある場合、本学が決定するものとする。
- (5) 部局等の長は、広告掲載の申込者に対し、審査の結果を通知する。
- (6) 部局等の長は、前項の通知を行ったときは、その内容を財務部財務企画課総務係へ報告するものとする。

10. 広告掲載料の納付

- (1) 広告掲載が決定した民間企業等（以下「広告掲出者」という。）は、広告掲載料を本学が発行する請求書により指定する期日までに納付するものとする。
- (2) 納付された広告掲載料は返還しない。ただし、広告掲載料の納付後に本学の責めに帰すべき事由により、広告掲載を中止した場合は広告掲載料を返還する。
- (3) 前項の規定により返還する広告掲載料には、利息を付さない。

11. 広告掲載の取消し

- (1) 財務部長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載を取り消すことができる。
 - ① 指定する期日までに広告掲載料の納付がない場合
 - ② 指定する期日までに広告物（印刷物への掲載にあっては、版下原稿）の提出がない場合
 - ③ 広告掲出者が本学の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させた場合
 - ④ 広告掲出者が社会的信用を著しく損なう不祥事を起こした場合
 - ⑤ 広告掲出者が倒産又は破産等をした場合
 - ⑥ 広告掲出者が広告の掲載取下げを申し出た場合
 - ⑦ 広告掲出者が広告掲載の決定後に5. の各号のいずれかに該当することとなった場合
 - ⑧ 広告主と広告掲出者が異なる場合にあっては、広告主が本項③④⑤⑦のいずれかに該当することとなった場合
 - ⑧ その他部局等の長が掲載取消しに相当すると認めた場合
- (2) 部局等の長は、前項の規定により広告掲載を取り消したときは、広告掲出者に通知するものとする。

- (3) 部局等の長は、前項の通知を行ったときは、その内容を財務部財務企画課総務係へ報告するものとする。

1 2. 広告掲出者の責務

- (1) 広告掲出者は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。
- (2) 広告掲出者は、広告の内容等により第三者の権利を侵害してはならない。
- (3) 広告掲出者は、広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理を完了しておかなければならない。
- (4) 第三者から、広告に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合、広告掲出者の責任及び負担において解決しなければならない。
- (5) 広告（印刷物への掲載にあつては、版下原稿）の作成費用は広告掲出者が負担するものとする。
- (6) 広告掲出者は、広告掲載後に 1 1. (2) の規定による通知を受けたときは、広告掲出者の負担において速やかに当該広告媒体の回収、消去その他必要措置を行わなければならない。

1 3. 損害賠償請求

本学は、広告掲出者の責めに帰すべき事由により本学が損害を被った場合は、広告掲出者に損害賠償請求ができるものとする。

1 4. 広告掲載の付記事項

- (1) 広告掲出者は、民間企業等の広告であることが明確に分かる内容の広告を作成するものとし、必要に応じて広告の内容に係る責任の帰属に関する事その他必要な事項を付記するものとする。
- (2) 本学は、広告掲載にあたっては、民間企業等の広告であることを明確にするため、当該広告媒体に企業広告掲載スペースであることを明示するものとする。

1 5. 掲載期間満了後の取扱い

広告掲出者は、広告掲載の期間が満了したときは、当該広告の回収、消去その他必要な措置を講じなければならない。ただし、部局等の長と合意した場合に限り、満了後の取扱いを部局等の長に委ねることができる。

1 6. その他

- (1) この基本方針に定めるもののほか、有償広告の掲載に必要な事項は、財務部長が別に定める。
- (2) この取扱いは、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

別表

広告媒体	規格 (目安サイズ)	単位	広告掲載料の 基準額	備考
ア. 印刷物 (冊子体)	A4 版 1/8 相当	1 掲載	22,000 円以上	発行部数：～1000 部 ※200 部増えるごとに 5,000 円を加算
	A4 版 1/4 相当		33,000 円以上	
	A4 版 1/3 相当		44,000 円以上	
	A4 版 1/2 相当		55,000 円以上	
	A4 版 1/1 相当		88,000 円以上	
ア. 印刷物 (封筒)	長 3 1/4 相当 角 2 1/10 相当	1 掲載	11,000 円以上	作成部数：～2000 部 ※500 部増えるごとに 2,000 円を加算
	角 2 1/5 相当		22,000 円以上	
ア. 印刷物 (フライヤー、 リーフレット)	A4 版 1/8 相当	1 掲載	11,000 円以上	配布部数：～2000 部 ※500 部増えるごとに 2,000 円を加算
	A4 版 1/4 相当		16,500 円以上	
イ. 掲示板など	A4 ポスター B5 ポスター	1 枚	11,000 円以上	月額
	A3 ポスター B4 ポスター		16,500 円以上	
	A2 ポスター B3 ポスター		27,500 円以上	
ウ. ウェブサイト (バナー広告)	60px×145px	1 枠	27,500 円以上	月額

(消費税及び地方消費税を含む)

(別添)

広告掲載の対象としない広告の具体例（基本方針 4. (2) 関係）

掲載の対象としない 広告の内容	具体例
① 法令等に違反する 又はそのおそれがあるもの	ア 法令等により製造、販売、提供等を行うことが禁止されている商品又はサービスを提供するもの イ 法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの
② 公序良俗に反する もの又はそのおそれがあるもの	ア 暴力、賭博、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、又は肯定、美化したもの イ 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれがあるもの ウ 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの エ 犯罪を誘発するもの又はそのおそれがあるもの オ 射幸心をあおる表示又は表現 カ その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの
③ 基本的人権を侵害 するもの又はそのおそれがあるもの	ア 他の者を誹謗、中傷、名誉毀損、信用毀損、業務妨害若しくは排斥するもの又はそのおそれがあるもの イ 人種、性別、心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの ウ 第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの若しくはプライバシー等を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
④ 政治性のあるもの	ア 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれがあるもの（選挙広告を含む。） イ 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれがあるもの（政党広告を含む。）
⑤ 宗教性のあるもの	ア 宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はそのおそれがあるもの（宗教団体の広告を含む。）
⑥ 社会問題についての 特定の主義又は主張に 当たるもの	ア 個人又は団体の意見広告 イ 国内世論が大きく分かれている社会問題等に関する主義又は主張若しくはこれらを含むもの
⑦ 個人又は法人の名刺 広告	ア 氏名や法人名、住所などのみが記載された広告

⑧ 内容又は責任の所在が不明確なもの	ア 代理店募集、副業、内職、会員募集等で、その目的、内容又は責任の所在が不明確なもの イ 通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法又は返品条件等が不明確なもの ウ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実体、内容、施設が不明確なもの エ 外国に本校又は本部のある学校の日本校等で、学校教育法に基づく学校ではないにもかかわらず、その旨表示されていないもの
⑨ 虚偽であるもの又は事実を誤認させるおそれがあるもの	ア 統計、文献、専門用語等を引用し、又は取引等に関して表示すべき事項を明記せずに、実際よりも、又は他の事業者のものよりも著しく優良若しくは有利であるかのように消費者を誤認させる表示又は表現（合理的な根拠を示す資料を求めたときに提出されない場合は、不当な表示とみなす。） イ 誇大な表現を含むもの ウ 社会的に認められていない許認可、保証、賞又は資格等を使用して権威づけようとするもの エ 投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのように誤認させる表現のもの オ 他人名義の広告 カ 粗悪品等広告掲載が適当でないと認められる商品又はサービスの提供に係るもの キ その他消費者を誤認させるおそれがある表示又は表現（編集記事とまぎらわしい体裁・表現で、広告であることが不明確なものを含む。）
⑩ 比較広告	ア 自己の供給する商品等について、これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示又は暗示するもの イ 商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの又は第三者が推奨若しくは保証する記述があるもの
⑪ 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの	ア 水着姿又は裸体姿等で、広告内容に無関係で必然性のないもの イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現 ウ 残酷な描写その他の善良な風俗に反するような表現 エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの オ ギャンブル等を肯定するもの カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

⑫ その他部局等の長が不適當であると認めるもの	ア 本学が広告主を支持し、又はその商品若しくはサービス等を推奨し、あるいは保証しているかのような表現のもの（本学が別に認証等を行っている商品又はサービス等に係るものを除く。） イ 品位を損なう表現のもの ウ 詐欺的なもの又はいわゆる不良商法とみなされるもの エ 私設私書箱及び電話代行サービス等に関するもの オ 投機を著しくあおる表現のもの カ 債権取立て、示談引受け等に関するもの キ 占い、運勢判断等に関するもの ク 通貨又は郵便切手の複写の使用 ケ 謝罪、釈明等に関するもの コ 尋ね人、養子縁組等に関するもの サ 人事募集又は解雇広告に関するもの シ 暴力団又は暴力団の構成員を賞揚若しくは鼓舞し、又は暴力団排除活動に異論を唱える内容を含むもの ス 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えたりするおそれがあるもの セ デザイン及び色彩が著しくけばけばしく、広告媒体との調和を損なうと認められるもの ソ 懸賞等の景品類を提供するものやクーポン付きのもの タ その他社会的に不適切なもの
--------------------------------	---